

令和元年度 市内中小企業人材確保支援事業 業務委託仕様書

1 事業の趣旨・目的

市内中小企業等の人手不足の課題に対応するため、市内中小企業等の人材確保や魅力発信を行い、若者の就業意識の向上や、市内中小企業等の理解や就職先としての関心を高めるための支援を行う。

2 履行期間

契約日から令和2年3月19日（木）まで

3 対象者

(1) 概ね40歳以下の求職者かつ、以下のいずれかの居住要件に該当する者

ア 川崎市内に在住する者

イ 川崎市内の高等学校や大学等の令和2年3月卒業予定者及び既卒者

ウ 川崎市内の中小企業への就職を希望する者

(2) 人材採用を希望する市内中小企業等

4 委託業務の内容

(1) 企業交流会の開催

ア 実施内容

市内中小企業の魅力をより多くの求職者に発信できるよう、企業と求職者との交流イベントを開催する。実施回数は年2回以上とし、参加者数は計50名以上となることを目標とする。

※実施内容の詳細については、提案事項とする。

<参考>平成30年度の実施回数・規模

回数：年3回

規模：各回、参加者25名程度・参加企業5社

イ 開催場所等

①開催会場は事業者が川崎市内の施設を確保し、利用料金等は事業者負担とする。

②収容人数、設備、アクセス等を考慮し、事業の実施会場として適切な場所とすること。

ウ 開催時期

本市の運営事業（就業マッチング事業、産業人材育成事業等）との連携により、日程調整を行い、開催時期を決定する。

(2) 魅力発信強化策の実施

本事業の効果が交流会の参加企業に留まらず、市内の中小企業全体に広く行き渡るよう、交流会実施後により多くの学生・求職者等に向けて中小企業の魅力発信強化策を講じること。

※魅力発信強化策の詳細な実施内容については、提案事項とする。

<例示>

- ・交流会参加者と連携し、その者が所属する大学等でフィードバックを行うとともに、講師による講演会を実施する。

(3) 広報・選考

ア 参加者への広報

- ・当該イベントへの参加を促すため、チラシ作成・配架、専用ホームページの作成、SNS・DM等を活用し、対象者に効果的な事業PRを行うこと。
- ・本事業のホームページを作成するに当たり、「川崎市ホームページ作成ガイドライン」「川崎市ホームページアクセシビリティ対応基準書」等の本市の基準や方針に対応したページとすること。また、作成されたホームページデータ・著作権については、川崎市に帰属するものとする。
- ・リスト作成等により、常に参加状況が確認できるようにすること。

※具体的な広報の方法については提案事項とする。

イ 選考

- ・会場の収容可能人数等の理由により、参加者及び参加企業を選考する必要がある場合、本市と協議し抽選等を行う。

(4) 本市への実績報告等

- ア 参加者の応募状況等について、「一覧表」を作成するなどして事業進捗を把握するとともに、本市からの問い合わせに速やかに対応できるようにすること。
- イ 本事業を完了した際は、上記「一覧表」のほか、本事業の傾向や課題等の検証、参加者へのアンケート結果を含めた「実績報告書」「委託業務完了届」を直ちに提出すること。なお、アンケートの内容については、事前に本市と協議すること。
- ウ 提出された報告書に記載のある個人情報の取扱いについては、本市の個人情報保護条例及び情報公開条例の規定によるほか、本市と受託事業者との事前の合意なしに第三者に提供又は開示しない。

(5) 個人情報の取扱い

本事業の実施に伴い取り扱う個人情報については、本市の帰属とし、本市の個人情報保護条例及び情報公開条例の規定に従い、本市と十分に協議の上、適正に管理すること。

(6) 事業の再委託の原則禁止

本事業は、受託業者が直接実施するものであり、原則として、一括して第三者に再委託し、又は請負わせることは禁止する。ただし、業務の一部について、あらかじめ本市が認めたものについては、この限りでない。

(7) その他

- ア 上記以外に当該事業を効果的に実施するための独自内容がある場合、提案事項とする。
- イ その他、本仕様書に定めのない事項等については、事前に市と協議すること。
- ウ 本事業への参加者等に対し、必要に応じて、本市の就業支援関連事業（キャリアサポートかわさき、コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）等）や企業合同説明会・面接会等の案内を行うこと。
- エ 本市の就業マッチング事業、産業人材育成事業等と連携を図り、効果的な事業運営を図ること。